

伊勢市社会福祉協議会 福祉のまちづくり活動支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢市内の小地域福祉活動の中核である地区社会福祉協議会、又は、地区みらい会議の福祉委員会等（以下「福祉まちづくり委員会」という。）に対して、伊勢市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の支援内容について規定し、市内各地区の福祉のまちづくり活動の促進を図ることを目的とする。

(支援内容)

第2条 社協は、福祉まちづくり委員会に対して次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 第3条で定める事業への財政助成
- (2) 事業運営に必要な情報提供、相談支援等を行うための社協職員の参画
- (3) その他 福祉まちづくり委員会が行う活動に対し、必要であると認める支援

(助成事業の種類と内容)

第3条 各福祉まちづくり委員会に対する社協の助成事業の種類及び内容については、次のとおりとする。

- (1) 福祉まちづくり委員会運営助成金

この助成金は、福祉まちづくり委員会の運営に必要な事務的経費に対して助成する。

- (2) 地域福祉活動事業助成金

この助成金は、地区の活動範囲内で実施する次に掲げる地域福祉活動に対して助成する。

- ①福祉対象者のニーズ把握や地域福祉活動推進のための調査、助け合いマップの作成
- ②高齢者、障がい者、母子父子家庭等、福祉対象者を直接的な対象とする福祉活動
- ③福祉ボランティアの養成や研修会等
- ④地域の諸団体、市民等による福祉のネットワーク作り
- ⑤在宅福祉のための介護・看護に関する学習や講習
- ⑥その他、社協会長が必要と認めた福祉活動

(助成金の算出)

第4条 助成事業は、事業運営や必要な地域福祉活動費に対し、社協会費、共同募金をその財源として、助成する。

但し、助成金は各号に定める助成額の合計金額を上限とし、予算の範囲内とする。

- (1) 福祉まちづくり委員会運営助成金

社協会費をその財源として、運営費の助成金額については次の表によるものとし、前年度末の福祉まちづくり委員会の地区に居住している世帯数により算出する。

世帯数	助成金額
1,000 未満	30,000 円
1,000 以上 ~ 2,000 未満	40,000 円
2,000 以上	50,000 円

- (2) 地域福祉活動事業助成金

次の各号に定める実績額の合計を財源として、福祉のまちづくり委員会の活動に対して助成する。

- ①前年度の当該地区の社協会費実績額の 30%とし、千円未満を切り捨てる。
- ②前年度の当該地区の共同募金実績額の 20%とし、千円未満を切り捨てる。

(助成金交付手続)

第5条 助成を受けようとする福祉まちづくり委員会は、福祉のまちづくり活動計画申請書(様式1号)、収支予算書(様式2号)及び次の書類を社協会長に提出する。

(1) 福祉まちづくり委員会運営助成金

①総会資料(写)

②前年度事業報告及び決算書(但し、新規立上げ年度は不要とする)

(2) 地域福祉活動事業助成金

地域福祉活動事業計画書(様式3号)

(助成の決定及び交付)

第6条 社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して適否を決定し、適当と認めるときは、福祉のまちづくり活動助成金交付決定通知書(様式4号)により、福祉まちづくり委員会に通知する。

2 前項の規定により助成金交付決定通知を受けた福祉まちづくり委員会は、請求書(様式5号)により、社協会長に助成金の請求を行い、社協会長は速やかに助成金を交付する。

(事業変更等の届出)

第7条 助成金交付決定通知書を受けた後、福祉まちづくり委員会が申請した事業の一部または全部を変更、もしくは中止した時は、福祉のまちづくり活動計画変更承認申請書(様式6号)を社協会長へ速やかに届け出なければならない。

2 社協会長が計画変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査して適否を決定し、適当と認めるときは、福祉のまちづくり活動計画変更決定通知書(様式7号)により、福祉まちづくり委員会に通知する。

(実績報告)

第8条 助成を受けた福祉まちづくり委員会は、本助成金と伊勢市交付金や他の助成金等との使途を明確に区分し、全ての事業を終了した後30日以内に、次の各号に掲げる書類を社協会長に提出する。

(1) 福祉のまちづくり活動実績報告書(様式8号)

(2) 地域福祉活動事業報告書(様式3号)

(3) 収支決算書(様式9号)

(助成金の返還)

第9条 助成金の交付を受けた福祉まちづくり委員が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

(1) 助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき

(2) 助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

(3) 助成金を目的外に使用したとき

(4) 助成金見込額に余剰金が生じたとき

(検査の実施)

第10条 社協会長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、福祉まちづくり委員会の報告に基づき、帳票等関係書類を検査することができる。

(その他)

第11条 地区社会福祉協議会に対する補助規則及び、伊勢市地域福祉活動計画厚生地区まちづ

くりの会モデル助成事業要綱は平成27年3月末で廃止し、本要綱に統一する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は平成25年 4月 1日から施行する。

この要綱は平成25年10月 1日から施行する。

この要綱は平成31年 4月 1日から施行する。

福祉まちづくり活動支援要綱の助成対象経費について

1. 福祉まちづくり委員会運営助成金

広報費、会議費、賃借料、通信運搬費、修繕費、その他、事務所の維持経費等

2. 地域福祉活動事業助成金

(1) 種類と内容

番号	種 類	内容例
1	福祉対象者のニーズ把握や地域福祉活動推進のための調査、助け合いマップの作成	タウンウォッチング、アンケート調査 防災訓練（避難訓練、HUG）など
2	高齢者、障がい者、母子父子家庭等、福祉対象者を直接的な対象とする福祉活動	健康体操、茶話会 見守りを目的とする配食サービスやお節料理の宅配 年賀状作成（絵手紙）及び発信 粗大ゴミ排出援助 福祉なんでも相談所 誰もが気軽に集える居場所 など
3	福祉ボランティアの養成や研修会等	認知症サポーター養成講座 福祉施設見学、福祉体験学習 福祉講演会 など
4	地域の諸団体、市民等による福祉のネットワーク作り	お正月生花講習会、新春コンサート 高齢者の集い、門松作り、凧作り、凧揚げ 小学生とお年寄りのふれあい給食、三世代交流など
5	在宅福祉のための介護・看護に関する学習や講習	健康体操、熱中症対策、脳トレ、食育 脳卒中予防、口腔訓練などの講習会 健康フェア開催

(2) 助成対象となる経費

講師謝金、講師旅費交通費、材料費、研修費、消耗品費、通信運搬費、光熱費、手数料
広報費（チラシ、まち協名を入れた啓発物）

(3) 助成対象とならない経費

慶弔費、親睦会費、会員への配分金事業、会員への食事代の経費。但し、他の助成等を受けない食事代のうち事業を実施するうえで必要と認められる事由の場合（昼夜をまたぐ長時間の活動、講演会等の講師の食事代）は、一人あたり茶菓子代 250 円、食事代 1,000 円を上限として助成できる。